

第十回国会 大蔵委員会 議録 第二十八号

(三三〇)

昭和二十六年三月五日(月曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

理事 西村 直巳君

大上 司君 川野 芳満君

佐久間 徹君 島村 一郎君

高間 松吉君 清水 逸平君

苦米地英俊君 三宅 則義君

水田三喜男君 宮崎 靖君

内藤 友明君 宮腰 喜助君

勝間田清一君 竹村 宗良一君

深澤 義守君

出席政府委員

大蔵政務次官 西川 甚五郎君

大蔵事務官(主 磯田 好裕君

計局給与課長) 大蔵事務官(大蔵事務官(運財局長) 伊原 隆君

大蔵事務官(運財局長) 酒井 俊彦君

大蔵事務官(理 吉田 信邦君

財局経済課長) 大蔵事務官(管 宮川 新一郎君

財局総務課長) 大蔵事務官(管 松永 勇君

財局国有財産 第一課長) 大蔵事務官(管 椎木 文也君

第一課長) 大蔵事務官(管 黒田 久太君

専門員 黒田 久太君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

不正保有物資等特別措置特別会計法

等を廃止する法律案(内閣提出第七

二号)

郵便貯金特別会計法案(内閣提出第

七三三号)

会計法の一部を改正する法律案(内

閣提出第七五五号)

国家公務員のための国設宿舍に關す

る法律の一部を改正する法律案(内

閣提出第七四四号)(予)

本日(の)會議に付した事件

商品券取締法の一部を改正する法律

案(内閣提出第六六号)

国家公務員等の旅費に關する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第

五六号)

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等

に關する法律の一部を改正する法律

案(内閣提出第六九号)

国家公務員共済組合法の規定による

年金の額の改正に關する法律案(内

閣提出第七〇号)

不正保有物資等特別措置特別会計法

等を廃止する法律案(内閣提出第七

二二二号)

郵便貯金特別会計法案(内閣提出第

七三三号)

会計法の一部を改正する法律案(内

閣提出第七五五号)

国家公務員のための国設宿舍に關す

る法律の一部を改正する法律案(内

閣提出第七四四号)(予)

夏堀委員長 これより會議を開きま

す。

商品券取締法の一部を改正する法律

案、国家公務員等の旅費に關する法律

の一部を改正する法律案、旧軍用財産

の貸付及び譲渡の特例等に關する法律

の一部を改正する法律案、国家公務員

共済組合法の規定による年金の額の改

定に關する法律案に對し質疑を許しま

す。深澤君。

○深澤委員 旧軍用財産の問題につい

て少しく質問したいと思ひます。

今資料をいただいたのでこれを見た

のですが、旧軍用財産の未処理の部分

がどのくらいあるのかはつきりわかり

ません。その点をひとつ伺ひたいし

ます。

○松永説明員 お答えいたします。未

処理、つまり返還済みになつてまだ処

理されていないのは、その未利用欄に

書いてございます。未利用と書いてござ

いますのが未処理でございます。な

おこの貸付及び一時使用中のものも未

処理——これは売却が済んでないとい

う意味で未処理にしましたら、それを

含めたものになると思ひます。

○深澤委員 昨日もちよつとお伺ひし

たのですが、たとえば旧陸軍の軍用馬

放牧場というやうなもので、開墾可能

地であるが、まだ処分されていな

いものがあるやに聞いているのであり

ますが、そういうものがありますかど

うか。

○松永説明員 未返還地区にはまだそ

ういうものがあると思ひますが、こ

れは返還になつてからの問題になると

思ひます。

○深澤委員 返還済みの中のものの中

に、そういうものがないわけですか。

○松永説明員 返還済みの中のものにつ

きましては、農林省と協議いたしました

で、そういうものは逐次農林省の方に

所管がえして参つておりました、もう

ほとんどないはずでございます。

○深澤委員 そうすると、あなたの方

では農林省に所管がえをして、そのあ

と農林省で処理したことに付いては、

何ら報告を受けておらないのですか。

は、そういうものがないわけですか。

○松永説明員 返還済みの中のものにつ

きましては、農林省と協議いたしました

で、そういうものは逐次農林省の方に

所管がえして参つておりました、もう

ほとんどないはずでございます。

○深澤委員 そうすると、あなたの方

では農林省に所管がえをして、そのあ

と農林省で処理したことに付いては、

何ら報告を受けておらないのですか。

○松永説明員 それは、農林省に所管

がえになりましたからは、農林省が責

任を持つてなされることでございます

で、私の方は所管がえしましたもの

の——無償所管がえの場合は無償でこ

ろいしますが、有償所管がえの場合に

は、その代金をとることだけござい

ます。

○深澤委員 昨日も西村委員から御質

問が出たのでありますが、まだ相当老

大な旧軍用財産関係の問題が明確にな

つていないやうであります。そこで私

も昨日の西村委員の御意見の通り、こ

れを整理する根本方針というものを、

責任ある当局からお伺ひしたいと思つ

ておつたのでありますが、この法案が

急速に処理されなくちやならない關係

上、大臣なり参りまして御意見を伺う

機会もあるいはないかと思ひますが、

その点は政務次官が参りましてからお

伺ひすることになります。

それからお伺ひしたいことは、賠償

工場というものがたくさんあります

で、その賠償工場が最近は解除になつ

て、普通の民間工場として復活しつ

つて、あるのが現況であります。これは旧

軍用關係とはどういふ關係にあります

か。その点をひとつ伺ひたい。

○松永説明員 賠償に指定された旧軍

用財産が、賠償解除になりました返還

されまして、その返還済みの数量の中

に入つておりますが、返還されないも

のにつきましては、未返還のものの中

に入つておるのでございます。

○深澤委員 抽象的ではつきりわかり

ませんが、たとえば相模原の旧陸軍の

工廠等が、現在小松製作所その他の軍

事工場として復活されているのであり

ますが、ああいうものはやはり日本政

府を通して処理されているのか。それ

とも——今指定工場としてやつてい

るやうであります。日本政府に關係な

しに直接やつておられるのか。その点

をお伺ひしたい。

○松永説明員 ただいまの相模原工廠

の施設は、旧軍用財産としてこの表の

一部に入つておるわけでございます

が、それはただいまのところ未返還で

ございまして、未返還の数字の中に入

つております。ただそれが軍の許可を

得まして一時使用の欄の中に入つて

おる、こういうことでございます。

○深澤委員 そういたしますと、一時

使用の中には土地だけでは三万七千六

百六十五坪という程度のもの、非常

にわずかなものであります。その他に

もたくさんあるやうなものがあ

ります。私はそのやうな少い坪数ではな

いと思ひます。そうすると、

三月五日

委員田中繼之進君辞任につき、その

補欠として勝間田清一君が議長

の指名で委員に選任された。

三月三日

第一類第六号

大蔵委員会議録第二十八号

昭和二十六年三月五日

第一類第六号

大蔵委員会議録第二十八号

昭和二十六年三月五日

どうもこれに含まれていないように考
えるのですが、含まれているのです
か。

○松永説明員 この土地は単位が千坪
でございまして、一時使用中のものは
八百二十九万一千坪となつて、この中
に入っております。

○深澤委員 だん／＼はつきりして参
りましたが、旧軍用財産で賠償工場に
指定されたものが、民間工場として復
活される場合においては、一時返還さ
れて、それを日本の政府として今度民
間工場に貸し付けて行く、こういうこ
とになつてゐるのですか。

○松永説明員 返還されたものにつ
きましては、ただいまの御説のようにな
ると思ひますが、返還されないものに
つきましては、軍がそれを一時使用
を許してくれるというものにつきまし
ては、まだ賠償に指定されたままにお
いて一時使用を認めて、これを活用し
て行くというので、それは未返還の数
字の中に入つております。返還されま
したものは、すでに日本政府において
自由に処分できるものでございませ
う、右の返還済みの方の欄で貸付をす
るとか売払いをするとか、あるいは一
時使用をする、そういう欄に入つて来
ると思ひます。

○深澤委員 私ははつきりわかりませ
んから、くどいようですがもう一度お
伺いするのですが、たとえば今の相模
原工場の場合は賠償工場であつて、未
返還であるけれども、この未返還のも
のを一時使用を許すという形で、民間
工場があそこでもやつてゐる、こうい
うことになるのですか。

○松永説明員 その通りでございま
す。

○深澤委員 そういたしますと結局日
本政府としては、ただ未返還のものが
日本の民間工場として一時使用されて
いるというだけであつて、その使用料
とか、その管理とかいう問題について
は、何ら関知することができないとい
う立場にありますか。

○松永説明員 未返還のものでござ
いまして、民間に対する関係において
一時使用を認めましたのは日本政府で
ございまして、それに対する貸付料、
一時使用に相当する代金というものは
徴収してございまして。

○深澤委員 その一時使用をする権限
は日本政府にあるということになりま
す、それを使用する内容、いかなる
仕事をやるかということについては、
やはり日本政府としても検討せられる
と思うのであります。たとえば旧相模
原工場が現在小松製作所等によつて運
営され、あそこ工場を持つて仕事を
やつておりますがその内容が、われわ
れの知る限りにおいては軍事工場的な
性格を持つてゐるのであります。そこ
ろが御承知のごとくボツダム宣言に
は、日本における軍事力の復活という
ことについては制限がある。そういう
軍事的な工場として復活することを
承知して、日本政府はこの一時使用を
許すということになつておるのか。そ
れともそういう内容は全然調査せず
に、とにかく民間工場が使用するので
あれば許そうということに許されてお
るのか。その点は一体どうなつてお
りますか。

○松永説明員 ただいま一時使用を認
めると申しましたが、これは日本政府
がもちろん認めるのでございまして、
その認めるのにつきましては、まだ未
返還地区でございましてから、これは司
令部の承認を得てやつておるのでござ
います。そういう工場をどういふふう
につくるというとも、司令部の承認
でなされておるのでございまして。一時
使用を認めますときのこちらの調査と
いうものも、すべての将来にわたる工
場の施設とか、そういうことにかゝる
では、こういう場合に及び得ないこと
もあるかと思ひますが、工場として使
うということ、一時使用を認めてお
るのでございまして。

○深澤委員 そうすると、その工場の
一時使用の場合においては、どうい
う業種に使うのかその内容はわからな
い、とにかく工場として使うのだとい
うことで、日本政府は許可しておるの
ですか。

○松永説明員 一時使用を認めますと
きは、その工場の業種その他を調査
いたしてから、一時使用を認めること
になるのでございまして。

○深澤委員 そうなりますと、現在ま
でこの未返還のもので、相当一時使
用を認められておる部分がたゞさんあ
ると思ふのであります。この一時使用
の状態をもう少しつまびらかに聞き
たいのであります。たとえば太田の
旧中島飛行機製作所、ああいうところ
は最近また復活されておるようであ
りますが、どういふ状態になつてお
るのか、それをひとつ伺ひたいので
あります。

○松永説明員 中島飛行機の敷地は國
有であるかどうか、ただいまちよつと
私記憶してございませんで、調査
いたしましてから御返答申し上げます。

○深澤委員 調査されてゐないので、

明確でないから後日ということでも
ございますが、それなら、そのついでに、
大体未返還のもので、それが現在日本
の民間工場として一時使用されてお
るというものについて、でき得る限り詳
細な資料を御提出願ひたいと思ひま
す、それができるかどうか、ひとつ御
返答願ひたい。

○松永説明員 これは調査すればでき
ると思ひますが、全国にまたがつてお
りますので、ちよつと相当時間がかか
ると思ひますが、もしそれでよかつた
ら調査いたします。

○深澤委員 それは時間がかかつて
もやむを得ませんが、少くとも私はこ
ういふ問題を大蔵省がいつでも資料が
出るように、具体的に調査しておくの
が責任だと思ふ。特に私が強調したい
のは、この未返還の旧軍事施設が最近
において全国的に復活してあります。
それが平和産業的方向でなくて、軍事
産業的方向に使われておるといふ問題
については、これはボツダム宣言に規
定されておる方向と違ふのでありま
す。それを実は言ひたい。そういう意
味において、私はこういう問題はやは
り明確にする必要があることと思ふ。
そういう意味において、これは時間が
かかつてよろしいから、現在具体的
な調査ができていないとすれば、ひと
つ提出を願ひたいと思ふのでありま
す。いつごろ御提出を願ひますか。そ
れを明確にしたいのであります。

○松永説明員 件数が非常に多ござ
いますので、大体のこういう形になつ
ておるといふものについては、できる
だけ早く調査して御報告したいと思
ひます。

○深澤委員 調査してと言ひますが、

許可するときに、その業種の内容等は
具体的に御承知のはずだと思ひま
す。従つて現地を調査するという意味
ではなくて、おそらく未整理の大蔵省
の書類を整理してつくり上げるとい
うぐあいに私は解釈いたしますが、そ
ういふ程度の資料も大蔵省はお持ちに
なつてゐないのですか。

○宮川説明員 資料はございまして。一
週間以内にとりそろえて提出いたしま
す。

○西村(直)委員 昨日私御質問を申
し上げまして、御答弁を留保してお
きました点につきまして、政務次官が
見えになりましたので、もし本日に
合ひますれば御答弁を願ひたい、こ
う存じております。

○西川政府委員 旧軍用物資の基本方
針といたしまして、ただいまのところ
未返還の分につきましては、御存じの
通り手のつけようがありませんから、
このままでやつて参りますが、返還さ
れた分は、ある行政目的のために一部
保留すべきものがあると思ひます。
で、それを別といたしまして、そのほ
かのものでできるだけ早く処分いた
す、こういう方式でやつております。

○西村(直)委員 大体御趣旨はわか
りますが、私はこの点も、あるいは急
にここで御質問申し上げると御答弁に
くいかもしませんが、また御答弁
いただけないけれどもやむを得ぬかもし
ませんが、実は私委員といたしまして
知つておきたのは、旧軍用財産が一
体日本の国有財産の中での程度の位
置を占めてゐるか。ことによる程度の
整備をしてありますが、相当のものが
残つてゐる。この点をひとつお聞き
したかつた。それから第二は、私が心配

してありますものは、一部行政目的以外はできるだけ国としては経済効率というものを考へて、あるいは従来のいろいろな損失を与えないような方針のもとに、公平の原則に基いておそれる措置をなさつていられると想像いたしますが、いろいろ情勢が変化して行つた場合に、一ぺん返したものをまた将来国が必要とするような問題が起つて来たときに、国民としてはとつたり返したり、とつたり返したりして、その間には経済効率を非常に妨げはせぬかというところを、私は危惧する一人でございます。

○松永説明員 旧軍用財産が普通財産の全体に占める割合についてでございますが、これは個々のものについて多少違つてございまして、土地について申しますと大体七十七、立木立木竹については八十三、建物につきましては八五、工作物につきましては五九、機械器具につきましては八三、船舶につきましては九六を占めてございまして、

○西村(直)委員 占めておるといふのはどういふことですか。

○松永説明員 旧軍用財産の普通財産全体に対する割合です。

○西村(直)委員 たとえば船舶においては九六が軍用財産として、という意味ですか。

○松永説明員 旧軍用財産でございまして、

○西村(直)委員 どうでしょう、御答弁いただければ……。

○西川政府委員 ただいま西村委員の御説の通り、その点は政府といたしましても十分に考慮して、計画的にやらなくちゃいけないのでございまして、また反面におきまして、この不用品はなるべく払い下げまして、そうして生産方面または各方面の用途に供せねばならぬということを、十分勘案いたしましてやつて参りたいと存じておる次第であります。

○西村(直)委員 ただいま説明員からお伺いしました通り、相当なパーセンテージを占めておると思うのであります。しかもこれを政務次官の言われるように、不用品はできるだけ有効にしかる公平の原則に従つて御処置になる、こういう意味だと私は受取るのであります。ただ問題は終戦後の状態とは大分情勢がいろいろ変化して来た場合において、取上げたり返したり、また別の形で取上げたりというふうな、いろいろなことを起しますと、方針をよほど深く考へておきまないと、国民に非常に迷惑をかける。その結果として政府は何ら無定見で、ただ国民の財産を処置して行く結果になりはせぬかというのを心配しての余り、私はこれを速記録にとどめさせていたいただきたい、こう思うのであります。

○深澤委員 この旧軍用財産の調べの評價は一体その当時の原簿によるものか、それとも時価に再評価されているものか、その点をひとつお伺いしたいと思います。

○松永説明員 ただいまお手元に差上げてございまして書類の備考欄に、価格

は合帳価格によると書いてございまして、これはそれ／＼の取得時の価格によつて合帳に記載されたものでござい

○深澤委員 そういたしますと、この返還済みの中未利用の、たとえば建物をとりまして、四百三万坪という

○西川政府委員 これは内容はどういふものか知りませんが、現在民間におきましては学校、病院その他一般の社会保障施設については非常に困難を

○西村(直)委員 一方においてはそういう状態であるにかかわらず、この四百三万坪という膨大な建物が未利用の状態にあるということは、はなはだわれわれは了解に苦しむのであります。一体この建物の内容はどういふものなのか。これはすぐそういう社会保障施設、教育施設等に利用できるものではないかというように考へるのですが、

○松永説明員 この未利用のものにつきましては、ここに書いてございまして、正式の貸付契約もしくは一時使用というものがなされていなくて置かれておるというものでございまして、この中には、たとえば土地につきましては、荒蕪地とかあるいは山林とかいふものもございまして、山林は山林として置いたままで貸付契約がなされていないというものが未利用に入つてございまして、もう一つ違つた形態として、たとえば船舶について申しますと、船舶が二千九百七十六隻未利用ということになつてございまして、これは旧軍がつくりました大発が大部分でございまして、しかもその大発が鉄の大発でございまして、これは利用す

ることもできるわけでございますが、大部分が木造の大発でございまして、結局それが腐蝕しまして現在使ひ物にならないとか、そういう形であるものが大部分でございまして、

○深澤委員 私は建物について特に明確にお聞きしたいのであります。この未利用の中に四百三万坪、価格として三億四千九百万円のもの未利用のまま放置されておる。その内容は一体どういふものでありますか。それをお伺いしたい。

○西川政府委員 お答えいたします。たとえば大発にありますが、前記の海軍で使つておりました兵舎でありますとか、館山にありますが兵舎の一部でありますとか、工場に使うには不向きであるといふようなものでございまして、相当膨大なものが現在未利用のまま残つておるような状況でございまして、

○深澤委員 そういふものは、少くとも終戦後五箇年たつておるのでありますから、日本政府としても積極的に積極性があるならば、日本再建のためにそうした建物をど／＼利用することができたであろうと思ふ。ところが終戦後五箇年、講和条約ができるできないといふような段階になつても、まだ戦争当時のものが処理されずに立派になつておるのでは、まことに無責任きわまつたことであると考えます。今船舶の話もあつたわけでありまして、木造であるから使えないといふことであるが、これをもう少し早く改造したならば、あるいは漁船に使えたかもしれないし、何らか利用できたのじやないかと思ふのですが、こういう膨大なものがそのまま放置されておることは、実は日本再建を口にしても、実際は熱意がない

んじやないかというふうに考へるのであります。どうも私はそういう点がふに落ちないのです。そこで先ほど西村君からもお話がございましたように、一政府はどのような気持を持つてこれを処理される考へを持つておるのか。ただ在再目を暮らして、ほとんど成り行きまかせというふうな考へしかないんじやないかというふうに考へておるのか、一体こういう未利用のものについては、積極的にどう処理しようと思はるか。その点責任ある政務次官から御答弁が願ひたいと思ひます。

○西川政府委員 終戦後五箇年たつのに、まだこれだけの膨大なものが残つておるといふ御質問であります。が、実はこの返還されたものが最近のものもありまして、またたいへん遠隔の土地にあつて、希望者にも相当声をかけておられますが、希望者がないうといふようなものも相当あります。ために、こういう数字が出ておるのでございまして、であります。が、今後さらに利用のできるように、政府といたしましては促進をいたしたいと存じております。

○深澤委員 もう一点だけ政務次官にお伺いしたいのであります。先ほど政府の係の方からお伺ひしたのですが、未返還の部分が民間に貸し出され利用される場合の問題です。これは最近において特に土地、建物等、旧賠償工場に關係する問題であります。この旧賠償工場が全国的に軍需工場としてどしどし復活されておる。これは基本的には間違つた方向である。あくまでわれわれは日本の平和再建という意味において、平和的な方向にこれを処理しなければならぬというぐあい考へ

三

るわけだ。ところが、もちろん総司令部との関係もございましょうが、一応は日本政府の責任においてそういう問題が決定され、そうして司令部の承認を得るといふ経過になりました。が、日本政府の立場として、ポツダム宣言に基づく軍事工場の復活というこの方向は間違いない。これを平和産業の復活の方向へ持つて行かなくちゃならぬという考えを持つておられるのかおられないのか。その点をひとつ明確にお答え願いたい。

○西川政府委員 今の御質問であります。私の知り及びまする範囲内におきましては、軍需産業という意味がはつきりわからないのでございまして、どういふ点をおしやつたのでございましょうか。

○深澤委員 たとえば具体的に申し上げますと、先ほども問題になりましたように、旧相模原工廠が小松製作所によつて一時使用されておるはずで、この内容は軍事的な生産をやつておるあるいはその他にもたとえば旧中島飛行機の三鷹工場におきまして、最近それが軍事工場に転換されるということ、あそこには争議が起きているという問題があるわけだ。具体的に指摘すればそういう問題がほかに幾らでもある。軍事工場として復活されているのです。これは日本の平和的な再建とは違つた方向なんです、この点について政府は一体どういふふうに考えておるかお答え願いたい。

○西川政府委員 現在の日本政府といふことは、自動的に、自分の方から進んでそういう産業をやつておりません。これは司令部の關係でございまして、できるだけ日本はやはり

平和産業の方に持つて行くという方針をやつております。

○夏堀委員長 それでは次に去る三日本委員会に付託されました不正保有物資等特別措置特別会計法案等を廃止する法律案、郵便貯金特別会計法案、会計法の一部を改正する法律案、及び予算審査のために付託された国家公務員のための国設宿舍に關する法律の一部を改正する法律案の四案を一括して、提案趣旨の説明を聴取いたします。西川政府委員。

不正保有物資等特別措置特別会計法案等を廃止する法律案

不正保有物資等特別措置特別会計法案等を廃止する法律案

左に掲げる法律は、廃止する。

不正保有物資等特別措置特別会計法(昭和二十三年法律第三十六号)

不正保有物資等の対価を登録国債で決済することに関する法律(昭和二十三年法律第三十五号)

附則

1 この法律中附則第二項の規定は公布の日から、その他の規定は、昭和二十六年四月一日から、施行する。

2 政府は、旧不正保有物資等の対価を登録国債で決済することに關する法律(以下「旧法」といふ)第四條第一項の規定により昭和二十六年三月三十一日までに発行された登録国債の償還金及び利子のうち、その支払に必要な金額に相當する金額が昭和二十五年年度までに不正保有物資等特別措置特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられたものの以外のもを、旧不正保有物資等特別措置特別会計

法(以下「旧特別会計法」といふ)第六條第一項の規定にかかわらず、一般會計の負担とすることができ。

3 不正保有物資等特別措置特別会計において、昭和二十五年年度における歳入の收納済額から、同年度における歳入の一般會計への繰入金を除く)の支出済額を控除して残額があるときは、当該残額は、昭和二十五年年度の一般會計の歳入に繰り入れるものとする。

4 不正保有物資等特別措置特別会計の昭和二十四年度の決算については、なお従前の例により、同特別会計の昭和二十五年年度の收入支出及び同年度の決算については、旧特別会計法第七條の規定を除き、なお従前の例による。

5 不正保有物資等特別措置特別会計の昭和二十五年年度の出納の完結の際同特別会計に屬する資産及び負債は、一般會計に歸属するものとする。

6 旧法は、この法律施行前臨時物資需給調整法(昭和二十一年法律第三十二号)に基く過剩物資等在庫活用規則(昭和二十三年總理府令、法務府令、外務省令、大蔵省令、文部省令、厚生省令、農林省令、商工省令、運輸省令、通信省令、労働省令第二号、以下「規則」といふ)第二條から第四條までの規定により政府が譲り受けた規則第一條に定める不正保有物資の対価で、この法律施行の際までにその決済を終らなかつたものの決済及びその決済のために交付する登録国債については、この法律施行後

も、なお、その効力を有する。

7 前項の規定によりなおその効力を有する旧法第四條第一項の規定により発行する登録国債は、一般會計の負担とする。

郵便貯金特別会計法案

第一條 郵便貯金の事業の健全な經營に資し、その経理を明確にするため、特別會計を設置する。

(管理)

第二條 この會計は、郵政大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(資産及び負債)

第三條 この會計の資産は、この會計において保有する現金、預託金第十二條の規定による郵政事業特別会計の保有金及び未收金その他の債權とする。

2 この會計の負債は、郵便貯金の預かり金に係る債務その他の債務とする。

(郵便貯金事業の業務取扱費等の経理)

第四條 郵便貯金の事業の業務の取扱に關する諸費及び同事業の業務に必要な營繕費は、郵政事業特別會計の歳出として支出するものとし、これに要する財源は、第二項に規定する收入及び予算の定めるところによりこの會計から郵政事業特別会計へ繰り入れる金額をもつて充てるものとする。

2 郵便貯金の事業の業務の取扱に關し生ずる收入は、郵政事業特別會計の所屬とする。

(歳入歳出)

第五條 この會計においては、資金運用部預託金の利子、第十四條第二項但書の規定による借入金及び附屬雜收入をもつてその歳入とし、郵便貯金の利子、前條第一項の規定による郵政事業特別会計への繰入金、第十四條第一項の規定による一時借入金の利子、同條第二項但書の規定による借入金の償還金及び利子並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予定計算書の作製及び送付)

第六條 郵政大臣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出予定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならぬ。

2 前項の歳入歳出予定計算書には、左の書類を添附しなければならぬ。

一 前前年度の貸借対照表及び損益計算書

二 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書

(歳入歳出予算の区分)

第七條 この會計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第八條 内閣は、毎會計年度、この會計の予算を作成し、一般會計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、第六條第一項に規定する歳入歳出予定計算書及び同條第二項各号に掲げる書類を添附しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第九條 この會計において、毎會計年度における損益計算上利益を生

じたときは、これを積立金に組み入れて整理するものとする。

2 この会計において、毎会計年度の損益計算上損失を生じたときは、その損失については、積立金を減額して整理するものとする。但し、その損失の額が積立金の額を超過するときはその超過額を、積立金がないときはその損失の額を損失の繰越として整理するものとする。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)
第十條 郵政大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。
(歳入歳出決算の作成及び提出)
第十一條 内閣は、毎会計年度、歳入歳出予算と同一の区分により、その会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同条第二項に規定する貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(郵便貯金の払い戻し資金)
第十二條 郵政大臣は、郵便貯金の受入金を、郵便貯金の日常の払い戻し資金に充てるため必要と認める金額に限り、郵政事業特別会計に保有させることができる。

(郵便貯金の受入金の繰替使用)
第十三條 この会計において郵便貯

金の利子の支払上現金に不足があるときは、郵便貯金の受入金を繰替使用することができる。

2 前項の規定による繰替使用金は、当該年度において償還しなければならない。

(一時借入金及び借入金)
第十四條 この会計において、郵便貯金の利子以外の歳出の支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をすることが出来る。

2 前項の規定による一時借入金は、当該年度において償還しなければならない。但し、歳入不足のため償還できないときは、その償還することができない金額を限り、この会計の負担において借入金をすることが出来る。

(借入金及び一時借入金の事務)
第十五條 前条第一項及び第二項但書の規定による一時借入金及び借入金の借入及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行う。

(国債整理基金特別会計への繰入)
第十六條 第十四条第一項の規定による一時借入金の利子並びに同条第二項但書の規定による借入金の償還金及び利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(余剰金の預託)
第十七條 郵政大臣は、資金運用部資金法(昭和二十六年法律第 号)第二條第一項の規定により預託する場合を除く外、この会計の余剰金を資金運用部に預託することができる。

(実施規定)

第十八條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 政府は、この会計の毎会計年度の歳入が不足するときは、その不足を補てんするため、当分の間、当該年度において、予算の定めるところにより、一般会計からこの会計に繰入金を行うことができる。

3 前項の規定による繰入金については、後日この会計から、当該繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

4 この法律施行の際における郵便貯金の歳入歳出予算の預入金及び預入未済金並びに郵便貯金の預かり金に係る債権債務は、この会計に帰属するものとする。

5 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第二條中「郵便貯金、郵便為替及び郵便振替貯金の事業」を「郵便為替及び郵便振替貯金の事業、郵便貯金」に改める。

6 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。
第九條中第十六号を第二十二号とし、以下六号ずつ繰り下げ、第三号を第四号とし、以下第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に第三号として次の一号を加える。
三 郵便貯金特別会計の会計及

び財務に関する法令及び手続を立案し、及び実施すること。
同条に第十七号から第二十一号までとして次の五号を加える。

十七 郵便貯金特別会計の決算をすること。

十八 郵便貯金特別会計の収入及び支出の調定及び出納をすること。

十九 郵便貯金特別会計制度に関する研究をすること。
二十 郵便貯金特別会計の原簿計算をすること。

二十一 郵便貯金及び郵便振替貯金の預かり金並びに郵便貯金特別会計の積立金及び余剰金を資金運用部に預託すること。

会計法の一部を改正する法律案
会計法の一部を改正する法律案
会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
第十九條中「国債の元利払」の下に「及び国の保管に係る現金の利子の支払」を加える。
第三十五條中「有価証券の取扱」の下に「及びその保管に係る現金の利子の支払」を加える。

附 則
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案
国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案
国家公務員のための国設宿舍に関する法律の一部を改正する法律案

国家公務員のための国設宿舍に関する法律(昭和二十四年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。
第八條の見出しを「(宿舍の設置等

に關する総合調整)に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。
(宿舍の設置)
第八條の二 大蔵大臣は、第七條の規定による政令で定める設置計画に基いて、宿舍を設置するものとする。但し、左の各号に掲げる宿舍は、当該各号に掲げる者が設置するものとする。

一 郵政事業、電気通信事業その他事業を企業的に運営する政令で定める特別会計の負担において設置する宿舍。当該特別会計を管理する各省各庁の長(国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第四條第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)

二 特定の官署に勤務する国家公務員のために一時に多数の宿舍を設置する必要がある場合その他大蔵大臣以外の者が宿舍を設置することを適当とする事情がある場合で大蔵大臣が指定する場合に設置する宿舍。当該宿舍の貸与を受ける国家公務員の所属する各省各庁の長(宿舍の維持及び管理)

第八條の三 各省各庁の長は、第七條の規定による政令の定めるところに従い、宿舍の維持及び管理を行うものとする。

第十條中「左に掲げる国家公務員のために」の下に「予算の範囲内で」を加え、同条に次の一号を加える。

十二 警察予備隊本部長官

第十二條第一項中「政令で定める者のために」の下に「予算の範囲内で」を加える。
第十四條に次の一項を加える。

4 有料宿舎の貸与を受けた者が第十九条第一号又は第二号の規定に該当することとなつた場合においては、居住者は、これらの規定に該当することとなつた日から宿舎の使用料を、毎月その月末までに、国に払い込まなければならない。第十八条の見出しを「費用及び使用料の所屬区分に改め、同条第一項中「それぞれ宿舎の貸与を受けた者の報酬を支弁する会計」を「当該宿舎の所屬する会計」に改め、同条第二項中特別会計」を「政令で定める特別会計」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
2 宿舎を、所屬を異にする会計、郵政事業、電気通信事業その他事業を企業的に運営する政令で定める特別会計を除く。以下同じ。の間において、所管機関若しくは所屬を、又は所屬を異にする会計をして使用させるときは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十五条の規定にかかわらず、当分の間、当該会計間において無償として整理することができる。

○西川政府委員 たいいま議題となりました国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案外三法律案の提案理由を御説明申し上げます。

国家公務員のための国設宿舎に関する法律は、昭和二十四年八月施行されて今日に至つたのでありますが、この法律施行後の状況にかんがみ、宿舎の

設置、維持及び管理に關して完全を期し、その目的を達成するためには、国設宿舎を設置する機関、国設宿舎の設置、維持及び管理に要する費用並びに宿舎の使用料の所屬区分、使用料の徴収に關する規定等について所要の改正を加える必要が生じたので、ここにその改正案を提出することとしたのであります。

次にその改正案のおもな点を申し上げますと、まず第一は、宿舎を設置する機関に關する規定を明定したことあります。現行法における宿舎の設置機関に關する規定はきわめて抽象的であつて、具體的な規定は、宿舎審議会の決定に基いて政令で定められていたものでありますが、このことはきわめて重要な事項でありますので、法律をもつて明文化することとし、原則的に宿舎の総合調整を行つ大蔵大臣が宿舎の設置を行ふこととしたのであります。但し郵政事業、電気通信事業その他事業を企業的に運営する特別会計に屬するもの、または一時に多数の宿舎を急速に設置する必要がある場合、その他大蔵大臣以外の者が設置することを適当とする事情があるときは、当該宿舎を貸与する各省各庁の長が行ふこととしたのであります。

第二は、公邸及び無料宿舎の設置について予算的制約を明文化したこと、及び公邸を貸与する者の範圍に警察予備隊本部長官を加えたこととあります。公邸及び無料宿舎については、現行法では予算の有無にかかわらず国が設置しなければならぬこととなつておりましたが、国家予算との関連において予算の範圍内で逐次設置して貸与することとしたのであります。

なお警察予備隊の設置に伴い、同本部長官には公邸を貸与する必要があるもので、これに關する規定を設けることとしたしました。

第三は、宿舎の費用及び使用料に關する会計の所屬区分を明確にすることと、会計間の財産整理に關する規定を整備したこととあります。現行法では、宿舎の設置、維持及び管理に要する費用並びに宿舎の使用料は、それぞれ宿舎の貸与を受けた者の報酬を支弁する会計の所屬となつていたのでありますが、これらの費用及び使用料については、その宿舎の所屬する会計が負担し、またはその会計に歸屬させることが適当でありますので、このように改正しようとするものであります。

最後に、企業的に事業を運営する特別会計を除く特別会計所屬の職員で、現在一般会計をもつて設置された宿舎に居住している者があるもので、国有財産法による財産の整理上においても、また宿舎の合理的な総合調整を行ふ場合においても、これら異なる会計間に於いて有償として整理することは支障があるので、当分の間これを無償として整理することができるとしたのであります。

次に、不正保有物資等特別措置特別会計法等を廃止する法律案提出の理由を御説明申し上げます。従来不正保有物資及び過剰物資については、国が直接に買取り売却を行い、これに關する経理を一般会計と區別して明確に行うために、不正保有物資等特別措置特別会計を設置し経理するとともに、これらの物資を政府が譲り受ける場合には、当該物資の性質にかんがみ、その対価を登録國債で決済するため、不正

保有物資等の対価を登録國債で決済することに關する法律が制定せられ、これにより買取りが行われて参つたのであります。今回、これらの物資の処理の進捗状況にかんがみまして、不正保有物資等特別措置特別会計法及び不正保有物資等の対価を登録國債で決済することに關する法律の二法律を廃止することとしたし、それに伴つて所要の経過規定をあわせ規定しようとするものであります。

次に、郵便貯金特別会計法案提出の理由を御説明申し上げます。郵便貯金につきましては、従来郵政事業特別会計に於いて経理いたして参つたのでありますが、本国会におきまして別途御審議を願つております資金運用部資金法の制定に伴ひまして、資金運用部資金の大宗であります郵便貯金の事業につきまして、その健全な經營をはかるとともに、その経理を明確にいたしますため、新たに特別会計を設置して経理する必要を認めましたので、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、本法律案の内容の概略を申し上げますと、第一に、郵便貯金事業の経理は、前に述べましたように本会計において行ふこととなるわけでありますが、その業務は従来通り郵政、事業特別会計において行ふこととしたし、特別上、業務の取扱に關する諸費及び業務に必要な経費は、郵政事業特別会計の歳出として支出することとし、その財源につきましては、本会計から郵政事業特別会計に繰り入れて経理することにいたそうとする点であります。

ましては、資金運用部預託金の利子、借入金及び付属雑収入をもつてその歳入とし、郵便貯金の利子、郵政事業特別会計への繰入金、一時借入金の利子、借入金の償還金及び利子並びに付属雑費をもつて、その歳出とすることとしたそうとする点であります。

第三に、この会計において郵便貯金の利子の支払上、一時現金に不足を来しました場合には、郵便貯金の受入金に当該年度内に限り繰りかえ使用することができるとする道を開き、事業運営の円滑をはからうとする点であります。

第四に、この会計におきましては、当分の間毎会計年度の歳入が不足することが予測されますので、その歳入不足を補填するため、当該年度において、予算の定めるところにより一般会計からこの会計に繰入金をすることが可能とする道を開き、また、後日この会計の財政状況がよくなるに及ばないたつきには、この会計から当該繰入金に相当する金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰りもどすことにいたそうとする点であります。

以上本法律案の主要な点について概略申し上げましたが、その他予算及び決算の作成及び提出等この特別会計の経理に必要な規定を設けるとともに、この法律の制定に伴つて郵政事業特別会計法及び郵政省設置法の一部を改正する必要があるとしますので、これらを併せて規定しようとした次第であります。

次に会計法の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。供託金等国が保管する現金につきましては、従来大蔵省預金部に預け入れておつたのでありますが、今回別途御

審議をお願いいたしております資金運用部資金法案が施行になりますと、国の保管する現金は国庫の保管金として取扱ひ、資金運用部に預託しないことになりますので、その利子の支払ひにつきましても、国が日本銀行に取扱わせることといたしますと、その利子の支払ひに必要な資金を同行に交付することができるようになりました、利子支払ひ事務の円滑をはかるうとするものであります。

以上の理由によりまして、この四法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○西村(直)委員 本日提案になりました四法案に関連しまして、議事進行上お願いをしておきたいのです。実は大蔵委員会におきましては、前国会全体の委員会を通じての法案の相当なパースペクティブを、ここへ持つて参つたのであります。ところが本日のように、たとえば、国家公務員のための施設宿舎に関する法律等は、提案理由さえも配付になつていない。政務次官とされましては一応趣旨を御朗読になられますが、私どもはこれをただばつと突きつけられても、なか／＼審議が不可能であります。従つて今後でき得べくんばこの法律案の提案理由を、できるだけ早く配つていただきたいと同時に、又提案理由の補足説明を十分していただきたい。おそらく、私もかつて政府委員をやつておつた当時におきましても、できるならば早く国会を通したいというのが政府側の考えでありますから、きわめて抽象的な要項だけを紙に書きまして、政務次官が御朗読になるのであります。私どもはたくさ

んの法律案を押しつけられた場合におきましては、たとえば与党におきましても、一応基本的な要項につきまして十分理解した上で審議をしたいと考えますから、どうかその点は政府委員におかれましては、もつと国会を尊重されると同時に、もつと国会の権威を重んじていただきたいというこの点を、私はかたく強く要求したい。要するにただ持つて来て、抽象的にそれを読んで、法案をえい出せば国会議員は忙しいから何とかのんでしまふだらうというのでは、私どもは審議ができない。この点を十分お考え願いたいという事を、私は議事進行上お願いしたい。

○夏堀委員長 委員長よりこの際一応あらためて注意をいたします。この問題は国会のたびごとに委員長から注意をしておるのであります。事前審査をしてくれという事を何回も言つてゐるが、しかしまだ一回もこの法案に対して事前審査をしようじやないかというお話を承つたことがないのであります。西村君の御意見のように、この委員会は非常に忙しいから、まあ出したならばのんでくれるだらうというやうなことはどうかと思ひますので、今後そういうことのないようにあらためて委員長からもお願いしておきます。

○奥村委員 先刻まで質疑を続行いたしました商品券取締法の一部を改正する法律案、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案、及び国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案の三法律案につきましては、すでに審議も尽されたことと思ひますので、この際右三

案に対する質疑を打ち切り、討論を省略してただちに採決に入られんことを望みます。

○夏堀委員長 ただいまの奥村君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○夏堀委員長 御異議ないようでありますから、右三案につきましては討論を省略して、これよりただちに採決に入ります。

まず国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案、及び国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案、右両案に賛成の諸君の起立を願います。

〔総員起立〕

○夏堀委員長 起立総員。よつて右両案はいずれも原案の通り可決いたしました。

次に商品券取締法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

右案に賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○夏堀委員長 起立多数。よつて原案の通り可決いたしました。

なお報告書の作成、提出手続等につきましては、委員長に御一任を願ひたいと存じます。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後零時六分散会

〔参照〕

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)に関する報告書
国家公務員共済組合法の規定による

年金の額の改正に関する法律案(内閣提出第七〇号)に関する報告書
商品券取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十六年三月十六日印刷

昭和二十六年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所